資料４

R5.10.11 水道課資料

簡易水道事業の地方公営企業法適用について

１　法適用の概要

簡易水道事業の法適用については、総務省からロードマップが示されており、国として法適用化を推進している状況である。

芽室町においては、令和２年４月に下水道事業（公共下水道、集落排水事業、個別排水事業）の法適化を終えており、現在、令和６年４月の簡易水道事業法適用を目指し、準備を進めている。

■法適用の目的

安定した事業経営の実現のために、歳入歳出の両面における経営の健全性の向上を目指すとともに、経営の計画性・透明性の向上を図るなど経営基盤強化のため、地方公営企業法を適用する。

■法適用する事業及び範囲

・対象事業：簡易水道事業（上水道事業会計と会計統合し、１会計２事業とする。）
・法適用の範囲：全部適用とする。

■移行内容及びスケジュール

R4　　固定資産調査・評価を実施

R5. 4　会計システム導入・法適用化支援委託契約
　　関係部局との調整事務を進行中
R5.10　新年度予算編成（公営企業会計による予算編成）
R5.12　関係条例の改正等を提案
R6. 3　打ち切り決算
R6. 4　法適用開始、総務省や税務署へ新規事業設置届提出

２　簡易水道事業の地方公営企業法適用化に係る関係条例等の改正について

以下の条例等について、改廃を予定している。

■簡易水道事業関係

●芽室町簡易水道特別会計条例

●芽室町簡易水道設置条例

概要：法適用による給水条例への内容移行に伴い廃止

○芽室町簡易水道給水条例

概要：法の全部適用を明記
簡易水道設置条例及び財務管理規程の内容を追加

■公営企業関係

○芽室町上水道事業条例

○芽室町上水道事業条例施行規則

○芽室町指定給水装置工事事業者規則

○上水道事業処務規程

○上水道事業会計規程

○芽室町水道検針等業務委託規程

概要：上水道事業会計と会計統合による１事業２会計に伴い、簡易水道に係る条例・規則・規程の追加

■その他例規

○芽室町課設置条例

○職員定数条例

○芽室町行政組織規則

○芽室町財務規則

概要：法適用による組織、事務分掌の整理

●：廃止　　○一部改正